

Title	バブーフの共産主義理論
Sub Title	Théorie communiste de Babeuf
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.10/11 (1957. 11) ,p.1014(142)- 1058(186)
JaLC DOI	10.14991/001.19571101-0142
Abstract	
Notes	第五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571101-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バブーフの共産主義理論

平井新

バブーフの社会思想の全体系は十八世紀の社会哲学を父とし、フランス大革命の経験之母として生まれたものとみることができる。その理論的基礎は殆どすべて、十八世紀のいわゆる「哲人」*Philosophes* に通有した自然法思想であって、彼自身の創見とみるべきものは少ない。そしてこれら哲人の中でも、特に彼に最も深い感化を与えたものは、彼みずからいうところによれば、ルソー、モレリー、マブリーであった。バブーフは彼らをわが師と仰ぎ、鼓吹者 *inspirateur* と称して⁽¹⁾、しばしば、彼らの名を口にし、彼らの著書から長文の引用をしている。⁽²⁾ 彼がブンドーム法廷で述べているところによれば「平等党宣言」(*Manifeste des Egaux*)「バブーフ教説要綱」(*Analyse de la doctrine de Babeuf*)及び雑誌「護民官」(*Tribun du peuple*)の諸論文はこれら三哲人、三立法家の著書の穩和なる註釈にすぎない⁽³⁾という。無論この陳述には自己弁護のための若干の誇張が含まれてい

ると思われるが、それにしても彼がこれらの哲人に深大なる影響をうけていることは、彼の作品を細くもの直ちに気付くところであろう。

注(1) *Défense générale de G. Babeuf devant la Haute cour de Vendôme. Par Adrielle; Histoire de Gracchus Babeuf et du Babouvisme, Paris 1884, Tome II, p. 42, 43. Babeuf は "Code de la Nature" の著者 Morelly を Diderot と同一人とみて Diderot の名で引用している。*

(2) 彼らからの引用は Babeuf の作品に到る処に見出されるが、殊に *Défense générale* の中では長文の引用をして、自分の教説は彼らの思想から借用したものであるから、処罰するなら彼らこそ処罰すべきであったと自己弁護をしている。

Défense générale, par Adrielle; op. cit., II, pp. 42-60.

(3) *Défense générale, par Adrielle, op. cit., II, pp. 58-59.*

二

ルソーは姑くおき、モレリー、マブリーらが近代社会主義の形成と発展の上に寄与したところは無論、著大であるが、彼らに共通の特徴ともいふべきことは、彼らの社会主義がいずれも観念の領域に踏み止まって、実践の領域に一步も足を踏み入れなかったこと、いわば「書齋の夢想」として終始したことである。彼らの社会主義にはラレアのいわゆる「革命の現実」*"la réalité de la révolution"*⁽¹⁾ もしくは政治的性格が殆ど全く欠如していたのである。

この点において、バブーフは彼らと根本的に相違する。社会理想そのものは、バブーフにとっても彼らの場合と同様に当代の道德哲学から演繹された論理的帰結ではあるが、この道德的構成物を観念の領域、もしくは書齋

裡から実践の領域に搬出して、社会主義社会を現実打ち建てようとしたのは実にバブーフであり、否、實に彼をもって嚆矢とするものである。社会主義は初めて足を地に触れようとした。社会主義は実現しうべきもの、実現せざるべからざるものとなった。

そればかりではない。バブーフは社会主義実現のために政治的行動の絶対不可欠であることを身をもって証明しようとした。社会主義における政権略取思想は實に彼に始まるといっているであろう。ここに社会主義と政治とは初めて密接なる交渉をもつようになり、いわゆる政治的社会主義の生誕はこの時に始まるのである。社会主義は、かくの如く、バブーフの出現を心軸として、觀念の対象から実践の対象へと大きく転身を始めることとなった。彼が社会主義史上の重要な過渡的人物であるといわれているのはこれがためである。彼をもって近代社会主義史上のガリレオと呼ぶことは果して過大の評価であろうか。

註(1) Ralea, Michel: L'idée de révolution dans les doctrines socialistes. (Bibliothèque générale d'économie politique) Paris, 1923. p. 187.

三

バブーフの目的はフランス大革命を社会主義革命にまで発展させて、社会の究極目標である「共同幸福」(1) (bonheur commun) と「完全なる平等」(l'égalité parfaite) (2) を実現することにあつた。この社会は「労働と享樂の共同社会」(la communauté des travaux et jouissances) (3) 「財貨と労働の共同社会」(la communauté des biens et travaux) または単に「財貨共同社会」(la communauté des biens) とも呼ばれているが、これを分り易い言

葉で言い換えれば一種の共産主義である。

バブーフも亦十八世紀の社会哲学の常套に従って自然状態と社会状態との区別から出発する。自然状態とは、バブーフによれば、社会の成立以前の状態、即ち人類が法律に服従する以前に先ず、必ずその中に生存しなければならなかつたところの、偶然の、しかも不完全な社会 (la société casuelle et imparfaite) (4) のことである。それは「第一印象と無知との所産」(le produit des premières impressions et de l'ignorance) (5) であつて、ここには暴力と詭計とが支配し、平等は、強者と悪人のために姿を消してしまつた。この点においてバブーフの自然状態の觀念はエピクロス・ホッブスの流れを汲むものといつていいであろう。

バブーフによれば、このような自然状態の「不便」(les inconvéniens) (6) が人類を促して共同幸福の社会を結成する目的をもって相互に契約を結ぶに至らしたのである。契約の結果として、ここに社会が成立する。かくして人類は自然状態を脱して社会状態に入る。これが原始社会契約 (contrat social primitif) (7) である。そもそも人類が自然状態をすてて社会を形成するために契約を結ぶのは、それによつて、自然状態では得ることのできない共同幸福を達成することにあるから、原始契約の内容が共同幸福にあることは明らかである。そして、この原始契約は、バブーフによれば、自然によつて、不滅の文字をもつて、万人の心の奥底に書かれたものであるから、これを表明するためには別段言葉が必要としなかつた。

バブーフによれば契約の目的たる共同幸福は平等からのみ生まれる。人間は厳密に平等である。バブーフはルソー、マブリーにならつて、人間の平等をその自然本性の同一性に根差すものと見る。「自然的平等は、われわれと共に生まれる欲望と感情の均等にある。自己を養い、自己を再生産するという欲望、自己愛、憐憫、物を感

じ、考え、欲する性向、自己の思想を伝達し、他人の思想を理解し、自己の行為を規則に合致させようとする性向、強制の憎悪と自由の好愛、——これらの性向はすべての健全なる人間の中に殆ど同程度に存在するものである。これが自然の法であって、そこから、すべての人間にとって同一の自然権なるものが生じてくる⁽⁸⁾「これが実に人権の第一である平等の基礎である。すなわち、人間が平等であるのは、自然が人間の自然本性を均等に造ったからである。それは人間が生まれながら、同一の欲望、同一の器管、同一の理性を付与されているからである。⁽⁹⁾平等とは、このように人間の自然本性の同一性に深く根差しているものであるから、それは絶対不可侵の原始権であり、自然権であるといわなければならぬ⁽¹⁰⁾。そして、この自然権は原始社会契約の締結によって各人の手から引き渡されるものではない。それどころか、契約そのものの中に規定されておいて、契約はこの自然権が決して侵害されないという保証を各人に与えているのである。⁽¹¹⁾財貨、労働、享樂の平等は人間のかかる自然的平等の結果である。バブーフの共産主義はこのような人間の自然本性の同一性に基く財貨、労働及び享樂に対する平等の要求として生まれたものである。

原始社会契約によって、共同幸福を目的として結成されたところの社会が現状において、階級別、抑圧、不合理の社会として現われ、「富者がすべての財貨を壟断し、貧者は奴隷の如く勞役に、窮乏に苦しんでいる」という事實は明らかにこの契約がなんらかの理由のために破毀されてしまったことを示すものである。その結果、この契約の履行と自然権の復活を要求して、「自然の法を無視した社会を顛覆せん」との運動が起つてくる。これが、バブーフによれば革命である。だから革命は原始契約を無視した社会に復讐し、失われた人類の既得権を復活せんとする正当の権利である。ときにロックは社会契約から抵抗権を正当化した⁽¹²⁾が、バブーフも亦、社会契約から

革命を人類の正当なる権利として是認するものである⁽¹³⁾。

注(1) Le but de la société est le bonheur commun は、マンローの語を口にした終生のメンバーであった。Le bonheur commun の外に bonheur de tous, bonheur général という言葉を使った。

(2) L'égalité parfaite と同義に l'égalité de fait, l'égalité réelle の言葉が屢々使用されてゐる。

(3) 當時にはまた共産主義 Communisme という言葉がなく、これを表わす言葉として communauté des biens が使われた。

(4) Analyse de la doctrine de Babeuf. Art. 2. Buonarroti; op. cit., II. p. 141.

(5) Réponse de Babeuf au citoyen M. V., Buonarrot; op. cit., II. 215.—Le droit de nature diffère essentiellement de ce qu'on appelle état de nature. Le premier est le resultat de l'expérience et de la réflexion; le second est le produit des premières impressions et de l'ignorance.

(6) Analyse de la doctrine de Babeuf. Buonarrot; op. cit., II. p. 141.

(7) Défense générale. Advielle, op. cit., II. p. 35. ... premier pacte qui, fut-il vrai qu'il eût été tacite, se retrouve écrit par la nature en caractère ineffaçables au fond de tous les coeurs? Qui, il est une voix qui crie à tous; le but de la société est le bonheur commun. Voilà le contrat primitif.

(8) Buonarroti; Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf. Bruxelles, 1828, p. 11.

(9) 平等を人間の自然本性の同一の上下基礎付するマンローの見解はマンロー、キムズリー、マンローが做ったものである。

マンローの Emile III: l'homme est le même dans tous les états, le riche n'a pas l'estomac plus grand que le pauvre; les besoins naturels étant partout les mêmes, les moyens d'y pouvoir doivent être partout égaux.

Morelly, Code de la Nature. p. 13; La nature fait sentir aux hommes par la parité des sentiments et des besoins, leur égalité de condition et de droits, et la nécessité d'un travail commun.

Mably: N'a-t-elle (la nature) pas donné à tous les hommes les mêmes besoins, la même raison?

(9f) Tribun du Peuple N° 34. Pages choisies de Babeuf. 1935, p. 23f.

(11) Tribuna du Peuple, N° 35. Pages choisies. p. 251. Nous avons posé que l'égalité parfaite est de droit primitif; que le pacte social, loin de porter atteinte à ce droit naturel, ne doit que donner à chaque individu la garantie que ce droit ne sera jamais violé.

(12) なお、この点について参考となるのは Rales, Michel; L'idée de révolution dans les doctrines socialistes, 1923, p. 182, 192.

四

原始社会契約に対する最初の、最も致命的な侵害は土地の分割の結果として制定された私有財産制によってもたらされた。「本来、土地は何人にも属さない。土地の果実は万人に属する。私有財産の制度は多く単純善良の人々に対してなされた奇襲である。この制度の諸法律は幸福者と不幸者、主人と奴隷とを必然的に造り出さねばならなかった。⁽¹⁾」

そこで、バブーフはまず私有財産制を分析し、批判する。

彼の財産論は根本において、モレリー、マブリーと其の軌を同じうする。

彼の財産批評は(一)財産の起源に対する批評 (二)財産の原理に対する批評 (三)財産の結果に対する批評に分たれるが、バブーフが特に問題としたのは(三)の財産の結果である。

まず財産の起源である。

バブーフによれば、人類は自然状態においては皆一様に、自然が彼らの周囲に豊かに恵んでくれた産物の持主であって、私有財産というものは存在しなかった。いかにしてそれが発生したのかと言えば、それは土地が分割

された瞬間に始まる。かかる手続は決して平和裡に行われたものではなく、常に戦争と侵略とを伴うた。この混乱の中で、弱者を抑圧し、単純善良な人間を掠奪したものは常に詭略に長じた悪人であった。そして一方において、自己の窃盜、掠奪を正当化し、その捕獲物の保有を計ると共に他方において弱者、被掠奪者がその窮境から浮び上がることを不可能にするところの野蛮な法典を制定したのも亦強者であった。⁽²⁾私有財産はこのように、その起源において不正であるといわなければならぬ。

バブーフの見地は多くの社会主義者に通有ないわゆる財産掠奪説と見ている。

財産の原理も亦正義に反する。自然法は各人に対して、あらゆる財貨を享受すべき平等の権利を与えている。全人類はその最初の接近以前においては皆一様に、自然によって与えられた豊富な生産物の主人であった。⁽³⁾従って、たとえ、土地が平等に分割されても、それは共有財産を本旨とする自然法に反するが故に不正である。まして、ある人にはその日常生活の欲望充足に必要な以上の財貨を保有することを許しながら、他の人にはそれに事欠かしむるといふが如き制度においておや。しかるに私有財産制の本質は正にこれに該当する。それ故に、人が財貨に対して有する排他的権利であるところの私有財産はその原理において不正であるといわなければならぬ。

すでに、その起源において、その原理において正義に反するところの私有財産の制度は、またその結果において、より以上に不正であるというのがバブーフの見解である。彼が口を極めて私有財産を攻撃するのは、特にこの結果に就てである。

土地分割に基く私有財産制の発生以来、各人は自分が偶然に手に入れた土地やその産業から得たすべての財貨

の絶対的主人となった。最も必要な技術に従事して、耕作の違をもたなかった人々はすべての土地所有から除外された。かくして、ある者は依然として生活に必要な一切のものを所有するのに、他の者はただ与えられる賃銀に甘んじなければならぬ。かくして不平等と隷属とが生まれ、富者と貧者との差別が生まれる。不幸と隷属とは不平等の結果である。そして不平等は財産制の結果である。それ故に私有財産は社会における最大の禍悪である。それは真の社会的罪悪である。⁽⁴⁾私有財産が不平等を生む原因はバブーフによれば、相続及び譲渡の制度、労働に対する評価の相違、商業である。⁽⁵⁾

上述の如く私有財産は、その起源においても、その原理においても均しく不正にして有害である。従って共同幸福という社会の目的と矛盾する。バブーフはいう、「幸福が社会の唯一の目的であるということをその第一行に定めた社会法典は、あらゆる真理及びあらゆる正義の不可侵の典型を認めたものである。然り、それは全人類に対して、社会の目的は共同幸福であることを叫ぶところの声である」と。⁽⁶⁾かかる共同幸福とはすべての人間が自由であり、幸福である状態である。しかるに私有財産は不平等を生む。そして不平等は隷属と社会的不幸の根源となる。⁽⁷⁾私有財産と共に人は自由にも幸福にもなることはできない。

私有財産はまた理性の命令や自然の願望に矛盾する。理性はすべての人間が平等であるべきことを教える。イエスからサン・ジュストに至る最も偉大なる思想家、最も尊敬すべき人、最も優れた護民官たちはいずれもこの大なる原理を確認していた。⁽⁸⁾自然はあらゆる種類の動物に対して同一の幸福手段を与え、すべての人間に対して同一の器管、同一の欲望、同一の理性を与えることによって、その意図を明らかに表明した。⁽⁹⁾

私有財産のために、人間の状態は自然状態から社会状態に移ることによって、却って悪化した。自然状態において強者や悪人のためにしばしば侵害された平等を擁護し、幸福をうることを目的として造ったところの社会は⁽¹⁰⁾却って彼らに不幸をもたらした。何となれば自然状態の「人間は森や海辺で猛獣と食物を争うことができたのに、彼らのこの能力は社会関係によって却って失われてしまったからである」⁽¹¹⁾。

私有財産は社会的罪悪である。「私のもつと汝のもの」というこの区別を作り出した人間は真正の犯罪を犯したものである。⁽¹²⁾私有財産に基づく社会はもはや存続することができない。「もし市民関係が政府形態と矛盾すれば、帝国はもはや存続することができなくなると同様に、社会も亦、もしもその制度がその社会の存在と矛盾すれば、存続することはできない」⁽¹³⁾からである。社会契約は破毀されてしまった。食うに食なく、住むに家なく、着るに衣なく、享樂を奪われた大衆は社会を敵としか考えなくなった。社会は洞窟以上のものでなくなった。

注(1) Défense générale, par Advielle; op. cit.; II, p. 36.

(2) Analyse de la doctrine de Babeuf. Buonarroti; op. cit., T. II, p. 137—Lettre à Dubois de Fosseux 8 juillet 1787. Advielle; op. cit., II, p. 190.

(3) Analyse. Buonarroti; op. cit., II, p. 137.

(4) Analyse, Preuves de l'art. 6. Buonarroti; op. cit., II, p. 137.

(5) 詳細は Le Tribunal du Peuple. N° 35. Défense générale. Advielle; op. cit., II, p. 50.

(6) Le Tribunal du Peuple. N° 35.

(7) Buonarroti; op. cit., I, p. 157.

(8) Tribunal du Peuple. N° 35.

(9) Rousseau, Morelly, Mably 教えられたこの思想は彼によって到る処に展開されている。

- Lettre à Dubois de Fosseux 8 juillet 1787, cite par Advielle, op. cit., II. p. 190.; Discour prel. du Cadastre perpetuel, p. XXVI, XXVII, XXXI. Tribun du Peuple, N° 34, N° 35.; Analyse. art. 6.; Défense générale Advielle, op. cit., II. p. 49
- (9) Analyse. Art. 2.
- (11) Tribun du Peuple, N° 35.
- (21) Analyse. art. 6 et preuves. Buonarroti, op. cit., II. p. 137.
- (31) Défense générale, Advielle, op. cit., II. p. 31.

五

社会内部における特権者と非特権者、富者と貧者との対立抗争の事実に着目した思想家はバブーフ以前においても決して少なくなかった。その著名なるものとして、ルソー、ファークソン、ミラー、ランゲ、ネッケル、チュルゴー、レーナル等の名を挙げることができる⁽¹⁾。しかし彼らは、特権者対非特権者、もしくは富者対貧者の対立抗争の事実を認め、これに関する断片的な発言をしているに止まっており、更に系統的に立論することはなかった。まして、階級闘争を主張し、これによってなんらかの社会史観を基礎付けるといふようなことは、まだ彼らの殆ど全く考え及ばないところであった。

バブーフは彼らとその趣を異にする。

彼の著作の全般に漲っているものは、激しい階級的憎悪と階級的抗争の高調である⁽²⁾。彼は機会ある毎に、到る処において、富者に対する貧者の抵抗と抗争とを煽動し、この闘争がやがて、貧者の勝利に終って、今日の社会の不正と不幸とは根絶されるに至るであろうこと、そして、この闘争は今直ちに着手すべく、日和見や妥協は一切無用であると説いている。

用語措辞の異同を除けばマルクス・エンゲルスの構想と殆ど相違ぶところがないようである。

1

古今の歴史を顧みれば、いずれの社会においても、多かれ、少なかれ、階級の対立と抗争の認められないものはない。いつの時代でも、いずれのところでも、常に貧困なる多数者は少数の狡猾なる食人種の餌食となり、あらゆる野望の玩弄物となり、あらゆる暴政の牧草となっている⁽³⁾。今日、到る処において人民大衆は暴君もしくは特権階級の下に平伏している。そして眼を一度び、フランス人民の上に転ずれば、人民が、利己的征服者の奸計と富豪成金輩の団体に繫縛されているのを見る。

かかる階級別はいかなる原因によって発生したであろうか。

バブーフによれば階級別発生の原因は人間の天性の相違でなく、心情の残忍性でもなく、また屈辱や隷属への習性でもない。すなわち、その原因は人間の内部には存在しない。それは人間の外部に存在する。即ち土地分割と共に発生した私有財産である。「土地が分割された瞬間から排他的な所有権が発生した。それ以来、われわれは怠惰者が恐ろしい不正によって、疲労と窶乏の重荷に苦しむ労働者の汗苦に寄食しているのを見る⁽⁴⁾」。

2

すでに社会が抑圧者と被抑圧者、有産者と無産者との対立と抗争の場である以上、優勢なる階級が現在の社会

機構をあくまで維持存続することによって、自己の支配的地歩を保持し、強化する目的をもって、なんらかの強制力を案出して、無産階級、被抑圧階級を屈伏するの構想に出でることは容易に考えられることである。このような支配階級の利己的な要請、階級の利益に即応するものは国家、政府、法律、教育、宗教及び道徳等である。すでにバブーフはこれらの事物の本質に関して可成り明確なる階級的認識をもっていたようである。

「差別に対する執着から、このために生ずる嫉妬や不満を顧みず、この差別を維持するための予防策が生まれる。この予防策は野蛮的法律、排他的政府形態、宗教的訓話、及び奴隷的道德、換言すれば、一方において専制、他方において抑圧これである。」「われわれは富者が国家を占領して、支配者として、窮乏のために焦ら立ち、無知のために卑しめられ、宗教のために欺瞞された貧者に対して暴虐なる法律を發布したのを知っている。」

同様の章句は、この外にも多数見出される。そして、これらバブーフの言説はすでにマルクス・エンゲルスの唯物史観的口吻を思わしむるに充分である。

3

階級闘争の事実に対する認識は空想的社会主義と呼ばれたサン・シモン、フリーエ、バザール、ペクルル、ユンデラン等においても既に可成り、明確な、組織的な教義の形で存在していたが、しかし、彼らは階級闘争の事実をもって、社会の最も寒心に堪えざる、最も嫌悪すべき現象とみなして、これを緩和し、絶滅することを急務と考えていたので、この階級闘争を展開し、激化して、社会変革上不可欠な推進力とみなすなどということなどは、およそ彼らの到底、想いも及ばないことであった。

バブーフは彼らと根本的に異なる。彼はただに階級闘争の現象に着目するばかりでなくそれが拡大し、尖鋭化して革命となり、その結果、社会の「最大多数者」が解放されるものと考えていた。

彼の言うところを聞こう。

「かかる大衆があらゆる生活手段を失うに至れば、自己の物と称すべき何物をも有せざるに至れば、そしてすべてのものを収奪せる階級の冷酷なる肺腑を衝くに至れば、すべてこれらの事情は、歴史や運命の書に予言されている、かの大革命の時期、かの記憶すべき時期を決定する。この時期に至れば、財産制度の全般的変革はもはや避くべからざるものとなり、富者に対する貧者の暴動が免がれ難い必然性となる。」

これは紛れもない貧窮革命説である。そしてこの種の彼の言説は決して、一時的や即興的のものではなく、「護民官」誌を始めその他の後年の著作の殆ど全体に及んで、彼の確乎たる持論となっている。革命は革命家のためにする弄火や偶然によって起るものではなく、極度の窮乏と抑圧に追いつめられた人民の窮余の反撃であり、最後の血路であって、そこにはいかなる妥協も日和見をも許されない。これがバブーフのいうところである。いささか冗長の嫌いがあるが更に注目すべき一節を紹介しておきたい。

「四十八時間以来、食わず、朝起きて売るべきものが既に、はき古しの半ずぼんか、シャツか、古着か、みすばらしい寝具か、たった一日分の糧に必要な『大金』を作るには、尙も一つのもが足りないのではないかどうかと案じている場合に、もっと悪いことには、もはや売る物が無くなっていく場合に政治を談議したり、時機を待つことができようか。火は家についている。……われわれ炎々たる火山の上に居るのだ。辛抱しろと説教するか。……待機の期間は終わった。……人民を救うには彼をして、彼を苦しめた敵と戦わしむる外には道はない。……一切の不幸はただ全面的顛覆によってのみ償われるのだ。」

この反撃、この抗争の結果はどうなることであろうか。

バブーフは「正義は勝つ。」この戦争はやがて、人民の決定的勝利に終るであろう。そして、この戦争は多数者の不幸を絶滅するであろう⁽⁸⁾。といって、この階級戦の結果を楽観していた。この所見に経済理論の裏付けをすればマルクスの階級闘争説が生まれてこよう。

以上述べたところによってバブーフの階級闘争説の本質は明らかにされたと思う。

階級別発生の原因を土地分割に基く私有財産制の成立に求め、国家、法律等の制度を支配階級のための階級的機関とみなし、この階級対立の激化が必然的に革命に爆発し、この革命は必ずや被支配階級の勝利に終るであろうというのである。これマルクス—エンゲルスの学説に比較すれば、無論なお多少の遜色を免がれないが、しかし十八世紀末の所見としては、まことに時流を抜いた、驚くべき進歩的な見解であると思う。

4

バブーフにおいては、なお階級の観念が極めて漠然としている。彼は「富者と貧者」(Les riches et les pauvres)、「貴族と平民」(Des patriciens et plébéiens)、「压迫者と被压迫者」(Les oppresseur et les opprimés) という表現を好んで使用している。その一例を挙げよう。Qu'est-ce qu'une révolution politique en générale? Qu'est-ce en particulier, que la révolution Française? Une guerre déclarée entre les patriciens et les plébéiens, entre les riches et les pauvres.⁽⁹⁾ なお les plébéiens, les pauvre (平民、貧者)の代名詞として人民 (Le peuple) が使用されており、稀ではあるが「搾取者、被搾取者」(Des exploitants, les exploités) が見出されることは当時としては極めて注目すべきことである。有産者の意味に、主として地主を指すところの

propriétaire が用いられ、未だ「ブルジョワジイ」の語が見出されないのは、なお農業が支配的であった当時の社会関係を反映するものであろう。このように「ブルジョワジイ」の語は見当らないが、「プロレタリア」という言葉が早くも使われていることは注目していい。しかし彼は「被収奪者たるプロレタリアの大衆は恐ろしい。それは有産者、賢明にして勤勉なる市民の階級を除いて、全く腐敗せる国民の過半数を形成する……この恐るべきプロレタリアの大衆は放埒、怠惰、一切の激情、及び一切の罪悪のために増加してゆく⁽¹⁰⁾」といって一応プロレタリアの存在に注目を払っているが、同時に彼らを劣等視しており、この点プロレタリアを過度に理想化し彼らに革命の主役を与えたところのマルクスとは大きく区別される。このことはなお農業が支配的で、近代工業がやっとその緒についたばかりの当時のフランスにおいてはむしろ当然のことであろう。

5

ここに注目すべきことは革命に対するバブーフの態度である。彼はミルトン、シドニー、ロック等にならってこれを自然法的見地から承認する。既に述べた如く、彼は社会契約論者である。彼によれば原始社会契約の主内容是人类の共同幸福である。従って社会の最大多数者が、今日、不幸に沈淪しているという事実は、この契約が忠実に履行されていないことを示す。被抑圧者を救出して、真正の平等を恢復するには、よろしく原初の社会契約の保証を要求しなければならない。これがためには、この契約を侵犯した法律や諸制度に反抗しなければならぬ。ここに当然革命権というものが生まれる。革命権は自然法が人間に与えた正当防衛の手段であり、唯一の可能にして、必要な解決手段である。「自然は結局、自然の法を無視した社会を顛覆させる⁽¹¹⁾」かようにバブーフは被抑圧者の暴動権又は革命権を是認するものである。革命は「自然の声」であり、自然法の要求である。

しからば革命を遂行し、被抑圧階級を解放することはなんびとの任務であるか。

バブーフはこれを社会の最大多数者たる「人民」(平民)自身の歴史的革命とは考えず、少数の精鋭なる革命家の任務と考える。無論、彼は「平等者陰謀」の軍隊の中に多数の小所有者、商人、職人、労働者等の勢援と協力を期待しているが、しかし、それは革命軍の支柱ではなく、その中核は常に少数の精鋭なる革命家達であった。マルクスは「共産党宣言」の中でプロレタリア運動は「尨大なる多数者のための尨大なる多数者の自主的運動」(die selbständige Bewegung der ungeheuren Mehrzahl im Interesse der ungeheuren Mehrzahl.)といっているが、これに反し、バブーフにおいては「大多数者の幸福」(Le bonheur du grand nombre)のための少数精鋭の革命家の運動であった。これはバブーフ主義の最も異色ある点である。これと関連して、忘れてはならないのは彼が革命成就の客観的、社会的条件よりも、革命的意思を強調する点である。そしてこの二つの要素はバブーフ主義の精髓である。

注(1) この点については平井新「マントゥア階級闘争説起源考」——平井新「マントゥア階級闘争説とその先駆者」Sulzbach, Walter; Die Anfänge der materialistischen Geschichtsauffassung. Karlsruhe 1911.

(2) この点についてはTribun du Peupleの論文は論調が激越を極めつつある。Pages choisies de Babeuf 参照の事。

(3) Manifeste des Égaux. Buonarroti; op. cit., II. p. 130.

(4) Analyse, Art. 6, Preuves. Buonarroti; op. cit., II. p. 146.

(5) Analyse. Preuves d'Art. I. Preuves d'art. 6. Buonarroti; op. cit., II. p. 137-.

(6) Tribun du Peuple N° 35. Pages choisies de Babeuf. p. 251. 女性の権利を主張するもの。

Quand les institutions mauvaises et abusives d'une nation ont produit l'effet que sa masse est ruinée, avilie, chargée de chaînes insupportables; quand l'existence de la majorité est devenu tellement pénible qu'elle ne peut plus y tenir, c'est ordinairement alors qu'éclate une insurrection des opprimés contre les oppresseurs. C'est la gêne qu'on éprouve dans cette position qui devient la cause pour laquelle on se meut, on s'ébranle, pour chercher à se mettre mieux. Pages choisies. pp. 236-237.

(7) Tribun du Peuple N° 35. Pages choisies, p. 249-250, p. 243, p. 264.

(8) Tribun du Peuple, N° 34, N° 35, Pages choisies. p. 239, p. 249.—(La justice doit triompher.—Cette guerre aura bientôt une issue décisive en sa faveur et elle terminera les maux du grand nombre.)

(9) Tribun du Peuple N° 34. Pages choisies, p. 236.

(10) Défense générale, Advielle; op. cit., II. p. 51.

(11) Analyse, Prauve d'art, I. Buonarroti; op. cit., p. 137.

六

バブーフの究極目標である共産主義社会は革命の成就後直ちに実現せられるや、もしくは一定期間の経過を俟って初めて発生するものであろうか。

これは社会変革過程に関する頗る重大なる問題であって、共産革命の問題は挙げて、この問題に対する解答にかかっているといい。この問題はバブーフが特に多大の関心をもって取り上げた課題であって、バブーフ主義の核心も亦ここに在るといわれている。

バブーフは革命をば長い時間を要する一つの実験であるとみなし、たとえ首尾よく政権の奪取に成功しても、

これによって、新政権維持のための闘争は決して終わったものではなく、むしろ教育と抗争の新たな時代が始まるものと考えていた。従ってその窮極目標である共産主義社会が政権の転移と共に、今日より翌朝にかけて、一挙に実現されるものとは無論考えていなかったのである。即ち現行政権の覆滅より共産社会に至る間には、必ずや前者より後者への革命的過渡時代の存在せざるべからざることを確信していた。「事物の必要と成功とが、貴族的権力の覆滅と人民の憲法の確立との間に中間的時期の存在を要求することは明らかである」といい「委員会は即時に、かつ一挙に財産の法律を撤廃して、これと比較にならぬ程の穏和で、公正な財貨並びに労働平等の法律をもってすることのいかに困難であるかを知っている」といい、更に他の所で「暴動と新しい憲法的権力の設置との間には一定の中間的時期が経過しなければならない」と⁽¹⁾いっているのは、いずれも過渡期介在の不可避を強調したものである。

しからばこの過渡期に照応するところの政府形態はいかなる性質のものであるか。民主主義か、あるいは独裁制か。

政権奪取直後、直ちに選挙によって立法部並びに「一七九三年の憲法」に準拠するところの政府を任命することとは第一、時間的に不可能であるし、またそうすることによって、たとえ一時的なりとも人民をして、その指導者たるべきものを失わしめるという憂うべき危険状態に陥ることとなる。

そこで、かかる不便と危険とをあらかじめ回避する一時的の便法として設置されるものが過渡的暫定的政府である。そしてこの政府の性質は、バブーフによれば、決して民主的のものではなく、独裁的、革命的のものでな

ければならぬ。何故というに革命後においても、少数の、知識ある、狡猾なる反革命分子は依然として、人民大衆を抑圧し、搾取し、旧財産、旧地位を維持もしくは奪還するために、あるいは不平を訴え、あるいは反抗を試み、あるいは陰謀をめぐらすことが当然予期されるからである。

これに反して人民大衆は無知と軽信と苛酷なる労働の犠牲となつて、これらの少数者に隷属して、革命遂行の気魄と実力を欠いている。かかる情勢に際して、人民大衆をして、克く革命によって獲得した人民主権を行使しうるの地位に立たしめ、抑圧階級を弾圧して、是が非でも革命事業に屈服せしめ、人民をして永久に抑圧階級の毒牙から免がれしめるものは、強大なる革命的権力を措いて外にはない。⁽²⁾それはいわば少数の尖鋭なる革命家の単独支配である。ブオナロッチはこの間の消息を次の如く説明している。

「フランス革命の歴史と経験とは、不平等の結果が、都市を分裂させ、対立的利益を創り出し、敵対的感情を挑発し、そして不平等のために無知となり、軽信となり、過激なる労働の犠牲となつている大衆をば知識あり狡猾なる少数の人間に隷属せしめ、これらの少数者はその獲得した特権を濫用して、財貨及び利益の分配において、ひたすら自己に有利なる秩序を維持し強化することに腐心していることを教えた。秘密総裁政府はかかる事情から次の如く結論した。即ち人民は自然的秩序から、異常に遠ざけられているので、有利なる選択をする能力を殆どもち合せない。だから、人民をして完全なる主権を架空的ではなく、有効に行使することを可能ならしむる地位に立たしむるには一つの非常手段が必要であると。かかる考え方から現行政府に代うるに人民をして永久に、平等の自然的敵の影響から免がれしめ、かつ共和的制度の採用に必要な意志の統一を人民に与うるよう構成された一つの革命的暫定的強権をもってするとの計画が生まれたのである」⁽³⁾と。

過渡期の政府形態が民主制を排する革命的独裁制であるとすれば

(一)この独裁はいかに組織せらるべきかという独裁構成の問題

(二)この独裁は共産社会を招来するために、いかなる施策をとるべきであるかという任務の問題
これが次に解決すべき問題である。

第一の問題については、始めパプーフ及びその同志間においてさえ意見の一致を見なかった。即ち彼らの主張を大別すれば、

(一)国民公会の急進分子たる山岳党員を再召集すべしとするもの

(二)単一人の独裁政治を樹立せよと主張するもの

(三)革命の完遂をその使命とする新政治体を組織せよとするもの

右のように論議が分れて容易に決着しなかったが、暴動委員会は慎重審議の末に結局左の如く決定した。

即ち暴動委員会の推挙に基いて、パリ暴民の選出する各県一名宛の民主主義者九十七名及び亡命国民公会議員六十余名総計約百七十名から成る新議會を組織して、これに対して立法権を附与し、他方においてみずから暴動委員会を暫定政府となし、發議及び執行の兩権を行使させることとなった。革命的独裁の中央機関はこの二重組織によって運営される。

この中央権力の外に、これに附随して、革命完遂の事業を補足すべき一種の革命委員制と革命教育機関とが存在する。革命委員ともいべきものは、新議會中から起用して各県及び軍隊に派遣され、あらゆる反革命軍の抵抗を鎮圧し、適時に地方官を任免賞罰するという広汎なる権限を有し、また他方において共和主義者を啓発し鼓

吹するという任務を有する。

次に革命的教育機関とは革命家養成の最高機関であって、ここで地方の市民が入学して、新革命の原理を学び、革命家の精神を吸収し、やがて社会主義共和国の幹部となるべき人物養成の教育機関であって、今日ソヴィエートの各種共産党大学に詳当するものである。⁽⁴⁾

右の外、独裁制運営の補助機関として、人民軍の編成、テルミドル反動以前の各地方の行政及び司法機関の復活再建を期した。⁽⁵⁾

次に革命政権が共産社会の実現のために採るべき施策はいかなるものであろうか。

これについては暴動委員会の決議した五つの法令即ち(一)治安法令 (二)軍事法令 (三)教育法令 (四)経済法令 (五)国民祭祀令の中にそれぞれ詳細にわたって説かれているが、ここにその要点を摘記するに止める。

(一)すべての健康者に対する労働義務 (二)人民の武装 (三)反革命分子に対する累進税 (四)貧窮者の収容 (五)相続の廃止 (六)不正な言論の禁止 (七)亡命者、耕作怠慢の所有者や公職によって致富した者の財産の没収 (八)普通平等の教育 (九)外国貿易の国家独占 (十)国内における貨幣貨銀の廃止 (十一)老幼不具廢疾者への援護と無料医療 (十二)各市町村に公共百貨店、各職域選出の経済協議会を設置して、配給の調整と労働の緩和改善を計る。

これらの諸施策が、その成果を結ぶにつれて、社会の目的、革命の目的である共同幸福は漸次実現される、共産社会が姿を現わす。かくて「義務と強制とが何の危険もなく、勸告、模範及び必然の力に代る日はまもなく来るであろう。その時から所有者 (Proprietaire) という言葉は間もなく、フランス人にとって野蛮的のものとな

(6)「その時こそ、社会の目的である共同幸福と久しい人民の念願であった「事実上の平等」(l'égalité de fait)が成就される日である。

しかし、この過渡期は一体どの位の間続くものであろうか。革命家の任務はいつ終るであらうか。バブーフの異体同心であるブオナロッチはこの問題に答えていう。この期間をあらかじめ正確に決定することはできない。それは一つに共和国の外敵の反抗程度の強弱と国内における民主思想の成長普及の遅速によるものである。(7)

- 注(1) Buonarroti; op. cit., I. p. 132.
 (2) Buonarroti; op. cit., I. pp. 132-133.
 (3) Buonarroti; op. cit., I. p. 133.
 (4) Buonarroti; op. cit., I. pp. 304-305, p. 312, 313.
 (5) Buonarroti; op. cit., I. p. 301.
 (6) Buonarroti; op. cit., I. p. 312.
 (7) Buonarroti; op. cit., I. p. 314.

七

バブーフが「平等党陰謀」によって、その実現を意図した未来社会は、すでに一切の財貨の私有が悉く排除されて、「共同労働と共同享楽」(Travaux communs, jouissances communes)に基く「完全なる平等」(l'égalité parfaite)が行われ、「万人の共同幸福」(bonheur commun de tous)が実現された la communauté des biens (財貨共有社会)、即ち共産社会である。この社会はマルクス・エンゲルスが想定した共産社会の如く、社会発展の

必然的結果として、自然法則的にその到来が約束された社会ではなく、正義の要求として、自然法の名において実現されなければならないところの社会である。彼によればこれが「万人の真の幸福を保証するところの真に民主的な共和国であって」⁽¹⁾彼はこれを「大国民共同体」⁽²⁾(le grande communauté nationale)と名付けている。

この「大国民共同体」の経済構造はいかなるものであるか。
 まず生産の問題について述べよう。

生産の三要素である自然、労働、及び資本の中で、バブーフが特に問題としているのは、ただ労働だけであって、爾余の二要素である自然及び資本については殆ど言及していない。

バブーフによれば共同社会の富は、すべての健全な成員によって協同的に生産される。⁽³⁾このために軍隊に似た労働組織が結成される。個人はこの労働軍隊の単なる一単位、一数字にすぎず政府から一定の仕事を与えられ、その命令のままに配置され、移動される。個人にいかなる自由をも与えられない。それは産業軍隊⁽⁴⁾である。この組織の目的とするところは全市民の間に平等を実現し、最少の労力をもって、最大の富を生産して、万人のためにその生活必需品を豊富に供給し、公共の風教を害しない娯楽物を供与することにある。⁽⁵⁾

この労働組織の第一の原則は、老幼病弱者を除いてなんびとも健康である限りは絶対に免がれることができない労働義務である。そして、この労働義務はバブーフを初めその同志の人々の著作の中に到る処で強調されている。バブーフは、この労働義務をば、各人が幸福なる生活を営む権利の保証であり、社会の繁栄と維持のために絶対的に必要であり、また社会契約の本質的条件であると考えた。⁽⁶⁾「自然は各人に労働の義務を課した。なんびとも罪悪を犯すことなくして労働を免がれることはできない。労働は各人にとって自然の命令である。何となれば

砂漠に孤立する人間はなんらかの労働を営むことなくして生活資料を獲得することはできないからである。他方において、適度の労働が煮き起すところの活動は人間にとって健康と娯楽の源泉となるものであるからである。この義務は自然に由来するものであるから、社会状態に移ることによって弱められてはならぬ。何となれば、社会の存続はこれにかかっており、各人の労働の苦痛はすべての人間が労働に参加するときに初めて最少となるからである。⁽⁷⁾労働のこのような普遍的な分配は、今日、もっぱら社会の一部少数者の労働に依存している社会のすべての富を増大することとなる⁽⁸⁾。そしてこれらの富を増大するにはもっぱら有用労働 (Useful labour) に義務的に従事しなければならぬ。ここに有用労働というのは農業、牧畜、漁業、航海、運輸、技術、戦争、科学等であるが、特に最も重要な職業は食糧、衣服、住居に関するもの即ち農業と土地の開発、建物の建設、原料の製造に役立つところの技術とである。⁽⁹⁾このように有用労働を限定するのは、これによって、全活動を必需品の生産に向けることができるからである。⁽¹⁰⁾

このように老幼病弱者を除いて、すべての健全な市民は誰彼の別なく一様に労働の義務に服するということが、平等を保証し、生産を増大するところの第一原理である。

しかし、これだけでは充分でない。問題は労働の分配である。どうすれば労働を各市民の間に平等に分配することができるかということである。バブーフは労働の平等をいかに理解していたかといえ、その平等とは絶対的、算術的平等ではなくて比例的平等である。たとえば、ここに労働量を一〇〇で表わし、労働者数を一〇人であるとすれば、各労働者の負担すべき労働量は一〇であろうか、換言すれば、労働の平等とはこのような絶対的、算術的な平等であろうか。バブーフのいうところの労働の平等とは無論このようなものではない。バブーフはこ

のような算術的平等を反平等主義として嫌悪をもって排斥する。バブーフの意味する労働の平等というのは比例的平等即ち各人の労働能力と提供する労働が均等であることである。「平等は労働者の能力によって測定されるべきものであって、決して労働の強度によって測定されるべきものではない。たとえば、一つの腕力をもつ人が一〇ポンドの重量を持ち上げたとすれば、その人は、彼よりも五倍の腕力を持ち、五〇ポンドの重量を移した人と同じだけ労働したことになる。共同社会の目的の一つは労苦の平等であって、決して労働する人の仕事のそれではないのである。⁽¹¹⁾」

即ち各人はその能力に応じて労働するということ、これが労働の平等の真の意義である。この観念は彼が特に十八世紀最大の社会主義者モレリーから学んだものである。⁽¹²⁾

人間労働の軽減と生産の増大のために、バブーフは人間労働に代るべき役畜の増殖⁽¹³⁾と機械の使用の必要を認め、⁽¹⁴⁾更に新機械の発見と旧機械の改良のために科学の奨励を考えていた。

次に共産社会の分配はどうなっているであろうか。

すべて社会思想の発生は当該社会における富の分配機構の欠陥に起因するものであるから、バブーフも亦富の分配問題には特に大なる関心を払っていた。無論、共産社会では土地資本はすでに私有から共有に移されており、労働も亦老幼廢疾を除く社会全員の一般的義務となっているから、共産社会の分配問題が、地代、利子、賃銀の決定というような営利社会におけるそれとはおのずからその趣を異にすることは当然であろう。

さきに生産の問題の中心が労働の平等にあった如く、分配の中心課題はいかにして各個人に享樂手段を平等に

分配するかということである。しかし享樂手段の平等ということは、バブーフによれば各個人がいずれも同一数量の享樂手段を与えられるという、いわゆる数学的平等のことではない。誰でもいつでも欲望に応じてその満足に必要な物資が与えられるということである。それは個人の欲望とその消費との平等ということである。即ち数学的平等でなく比例的平等である。「平等は消費者の欲望によって測定されなければならない。決して消費される物資の数量によって測定せらるべきものではない。激しい渴を医するために一瓶の水を飲むところの人は、渴が少なくて半瓶だけの水を飲むところの人よりも、決して多くの満足をうけるものではない。共同社会の目的は享樂の平等であって、決して消費さるべき物資の平等ではない⁽¹⁶⁾」⁽¹⁶⁾といい、また「経済法令」(Décret économique)の中でも同趣旨のことが述べられている⁽¹⁶⁾。要するに共産社会の分配原則は「à chacun selon ses besoins」⁽¹⁶⁾「各人にその欲望に応じて」ということである。

この分配原則に基く分配機構の成否に深い関係をもつところの欲望の種類について、バブーフのいうところは分明しないが「バブーフ教義要綱」の一節に「On veut qu'en retour chacun reçoive de la patrie de quoi pouvoir aux besoins naturels et au petit nombre de besoins factices que tous peuvent satisfaire⁽¹⁷⁾」⁽¹⁷⁾というように、「自然的欲望と誰もが満足できる少数の人為的欲望」と述べられているところから判断すると、「各人にその欲望に応じて」という分配原則の中の欲望というものの中にはいわゆる、高級で奢侈品の類は含まれていないものと理解しなければなるまい。これは重要なことがらである。

さて、このような分配上の平等はバブーフによれば労働平等の結果にすぎぬものである。即ち、「すべて

の人は土地を肥沃にし、生産を準備することに平等に協力したのであるから、すべてのものが、生産の結果であるところの享樂に平等に参加することは全く正当のことである。そしてこの享樂に国民は種の保存と幸福とを懸けているのである。⁽¹⁸⁾」⁽¹⁸⁾

平等に労働の義務に服したが故に、欲望に応じて平等の分配をうけるというこの分配原則は六十歳以上の老人や一切の労働から免がれている廢疾者には適用されない。彼らは労働しないが、しかし、労働する人達と同一量の享樂を与えられる。彼らは健康人と同様に国家の援護と幸福なる生活への権利をもつ。共産社会では、老人と廢疾者と共に休息と慰安を与えることは社会の最も重要な義務の一つと考えられているのである。老人は労働を免がれてはいるが、その代りに、共和国は彼らから経験という教訓をうけとり、これを青年のために督励の資に供する。老人は道義や法律の守護者であり、風俗の監視人であり、徳性の保存者である⁽¹⁹⁾。彼らが健康人と同様に平等の分配をうけることは当然である。バブーフはこのように考えているのである。

以上バブーフが実現を企図した共産社会の経済構造の重要問題についてその大要を述べた。

注(1) Advielle; op. cit., II, p. 68.

(2) Buonarroti; op. cit., II, p. 305.

(3) Décret économique. Art. 8. Buonarroti; op. cit., II, p. 307.

(4) l'année industrielle (産業年鑑) の構想はバブーフの新着想である。Espinas; La philosophie sociale du XVIII^e siècle et la Révolution, 1898, p. 322.

(5) Buonarroti; op. cit., I, pp. 212-213.

(6) Buonarroti; op. cit., I, p. 157.

(7) Analyse. Art. 3 et 4 et preuves. Buonarroti; op. cit., II, p. 142.

(8) Réponse de Babeuf au Citoyen M. V. Buonarroti; op. cit., II, p. 217.

- (c) Décret de police. Art. 3 (Buonarroti; op. cit., II. p. 301) Buonarroti; op. cit., I. p. 209.
- (10) Réponse de Babeuf au Citoyen M. V. Buonarroti; op. cit., II. p. 220.
- (11) Buonarroti; op. cit., II. p. 296 Note.
- (12) ケントンの Défense générale 942 “Tout Citoyen contribuera pour sa part à l'activité publique selon ses forces, ses talents et son âge.” (Code de la Nature, éd. par Dolléans, p. 86) ケントンの
- (13) Décret économique, Travaux communs. Art. 14. Buonarroti; op. cit., II. p. 310.
- (14) Décret économique. Travaux communs. Art. 8. Buonarroti; op. cit., II. p. 309.
- (15) Buonarroti; op. cit., I. p. 297 Note.
- (16) “Décret économique” Art. 9 ケントンの “La grande communauté nationale entretient tous ses membres dans une égale et honnête médiocrité: elle leur fournit tout ce dont ils ont besoin.” (Buonarroti; op. cit., II. p. 307)
- (17) Analyse. Art. 4. Explication, Buonarroti; op. cit., II. p. 143.
- (18) Buonarroti; op. cit., I. p. 213.
- (19) Buonarroti; op. cit., I. pp. 218-219.

八

バブーフの共産社会の構想に対しては当時において、すでに幾多の批判が加えられ、これに対してバブーフ自身その反駁に努めたが、その正否のいずれの側にあるかは姑く措き、その問題点の或るものは、単にバブーフの構想のみならず、広く一般社会主義の根本問題にふれておいて、まことに興味深いものがある。

I

バブーフによれば、共産社会では富の分配が「各人に、その欲望に応じて」(à chacun selon ses besoins) という基本原則に基いて、平等に行われるという。果してこのような原則が実際に行われうるであろうか。

この疑問はひとりバブーフの構想のみならず一般社会主義の核心を衝いたものであるが、バブーフの態度は極めて樂觀的であって、いとも簡単にこの疑問に対して答えていう、この分配方法は事実をただ表面的にしか観察しない人々には、複雑で、困難なことと思われようが、実際はこれほど容易なことではない。それは単純な計算の問題である。国勢調査の助けをかりれば生産と欲望とを知るほど容易なことではない。⁽¹⁾ 今日、精密な国勢調査が得られないのは、富を蓄積すればするほど一層災厄を蒙るおそれがあると考えるから、つとめて虚偽の申告によって公課を免がれようとする。しかし、公有制が私有制に代った社会では、共和国が富裕となり、そして共同労働の産物をよく管理し、これを平等に分配することができなければ、何人も将来に対して安心をいだくことができないのであるから、今日では、人々をして、ただ自分のことしか考えさせないその不安が人々を接近させ、融合させ、互に相扶け、そしてなんらの欺瞞なく彼らの欲望と資産とを互に通告させることになるであろう。政治の科学が今日難解複雑であるのは相反する多数の利益の摩擦のためであり、支配者と被支配者の貪慾な利己主義がもたらす障碍のためである。しかし、一度び、これらの障碍が除かれれば、この学問は、必ずや、無知な商人にでもできるような一種の計算の術と変るであろう。⁽²⁾

2

次にバブーフが受けた批評はこうである。

かりに人間の欲望が一応知ることができたとしても次に疑問が起る。それは同一種類の財貨でも、その品質に差等がある場合がある。例えば果物、野菜、乳製品、肉類、飲物等々である。このような場合に、これらのものをいかように分配するか。必ずや嫉妬と紛争をひき起して、社会を軌轢と対立の場所に化することとなろう、というのである。

バブーフも亦決して、この事実を否定しない。しかし、彼の見るところによれば、このような事は決して人々が想像するほどの不幸な結果を生ずることはないというのである。曰く「そのように判断するのは、共産社会の下で成長せず、今日の悪い制度の下で悪化したところのわれわれを標準として物事を考えるからである。果物や花がわれわれの身近かに豊富に存在する場合に、これらのもののために相互に憎み合い、傷つけ合うように人間が生まれ付いているのだと考えるのは造物主を冒瀆するものである。」⁽³⁾このような些細な不平等などは抽籤とか、分配順位の変更などの方法によって妨止、緩和できないであろうか。道徳において、政治において、経済において、平等というのは決して数学的平等ではない。それは些細な不平等などによって決して変更されるものではない。スパルタでは良識と平等精神と協和の精神とが当時の分配上の些細な不平等を克く排除することができた。同様のことは共産社会でも行われるであろう。⁽⁴⁾とこのようにバブーフは頗る自信をもって樂觀的に論議しているが、単純な古代ギリシヤ社会の経験をもって複雑な近代社会を推しているのは聊か腑に落ちないところである。

3

バブーフの共産主義に加えられた最も重大なる批評は、共産主義は市民社会を修道院に化し、自由を害するということである。つまり万事規則づくめで、細心な共産社会の制度 (Le régime régulier et minutieux de la

commune) の下では自由は存在しなくなるであろうというのである。

この批評はひとりバブーフのみならず現代の共産主義、社会主義にも相通する、古くて新しい非難であるが、これに対してバブーフは反駁している。

かかる批評は当たらない。そもそも共産社会においては、すべての人が、洩れなく三時間乃至四時間、労働することになるので、人口の五分の一の人々が奢侈遊閑に耽るために五分の四の人間が常に十時間乃至十二時間労働しなければならぬという現代社会に比ぶれば遙かに大なる自由が存在するといえる。行動の自由が共産社会では私有財産の社会よりも、より多く尊敬されているということを知るには、私有財産の社会では大多数の住民が必要に迫られて長時間、しかも困難な労働に服しながら、いつも多かれ少なかれ、自分の意志の自由な行使権を奪われていることを考えるだけで充分である。

共産社会は修道院とは何一つ共通点はない。修道僧は農業上及び工業上のいかなる職業にも従事しない。これに反して、共産社会では各人はそれぞれ、その労働によって社会に奉仕する。修道僧は独身であるが、共産社会では夫婦の結合を断念するものではない。修道僧はその上役の者に盲目的に服従するが、共産社会では、皆でその作成、修正廃止に協力した法律にしか服従しない。怠惰な修道僧は無益の祈禱に日を送るが、共産社会では真実の慈善によって神に唯一の礼拝を捧げる。修道僧は自分のすべての行動を峻厳な規則に一致させることを強制されるが、これに反し、共産社会の人間は短い労働を除いて自分の嗜好と意志のままに、自分の時間を処理することができる。⁽⁵⁾

4

共産社会では、社会が各人の生活の配慮を引き受けることになるから、誰も生活資料をうるために労働する必

要を感じなくなり、生来怠惰癖のある人間は、やがて無為徒食に耽り、労働するものはなくなるであろうというのである。

この批評に対してバブーフは答えていう、健康な人間は運動を求めるものだ。倦怠を追払うためにも、彼は労働を求める。労働を厭うのは、労働が余りに過激で、もっぱら重荷ばかりとなるからである。このようなことは、すべての人間が労働することによって、各人の仕事に極めて軽易となる共産社会では起りえない。バブーフは、ここで、後年フリーエの名で知られるに至った「魅力ある労働」(travail attrayant)を考えていたのであるまいか。

5

バブーフに対する批評はなお続く。

共産社会では利己心の発動が抑止されて、労働意欲が失われる結果、精神や産業の進歩は無くなるであろうというのである。

バブーフはこれに答えていう、僅かな報酬、怠惰、虚栄の動機から行われるところの、けち臭い生産は永久に姿を消すことになろうが、そんなことは少しも痛痒を感じない。しかし愛国心を強くし、万人の運命を改善してくれる研究や調査などが姿を消してしまうことはない。それどころか、余暇の増加につれて一層盛んとなり、社会の感謝や名譽心によって一層奨励されることになろう。いつの時代にも、偉大なる行為や真に有用なる発明はこのような動機から生まれたものであって、必ずしも富をえようとする利己的動機からではない。われわれは、幸福の感情や平等を愛する心や、祖国愛、名譽心などというものが人心に及ぼすところのなんらかある偉大なる

ものを疑うことはできない。

注(一) この書は Morelly, Code de la Nature p. 38 Ed. par Dolléans に得たものである。Babeuf は Défense générale の中で Morelly の書を一語も引用していない。Défense générale par Advielle; op. cit., II. p. 57.

- (a) Buonarroti; op. cit., I. pp. 243-245. Réponse de Babeuf au citoyen M. V. Buonarroti; op. cit., II. p. 225.
- (e) Buonarroti; op. cit., I. p. 297 Note.
- (4) Buonarroti; op. cit., I. pp. 297-298 Note.
- (5) Buonarroti; op. cit., I. p. 299 Note.
- (6) Buonarroti; op. cit., I. p. 298 Note.
- (7) Thibout, Georges; La doctrine babouviste. Paris, 1903, p. 124.
- (8) Buonarroti; op. cit., I. p. 298 Note, Analyse de la doctrine de Babeuf. Art. 4 (Buonarroti; op. cit., II. p. 143)

九

これらの批判あるいは反対論は、バブーフによれば、いずれも利己心を前提としているものであるから、問題はこの利己心の問題を解決することにあると考えた。無論、彼も亦、利己心がすでに久しく人間性の中に深く根差しておいて、これを絶滅することの、まことに容易でないことを充分認めると共に自分の教義が、罪悪と情念と偏見に充滿している今日の環境の下では到底行われ難いことを明らかに知っていた。ブオナロッチも同趣旨のことをいっている、「そもそも改革は虚栄心や驕慢や貪慾などの絶滅と市民の道德と風俗の改善によって初めて完

全な成功を収めることができる。」⁽¹⁾そこでパプーフは人間性を改造し、フランス人の風俗を改善し、経済学者達が国家繁栄の原動力とみなしている貪慾を一扫して、利己心の代りに利他心を鼓吹し、社会的禁慾主義即ち克己献身の道徳を確立することの急務を確信したのである。

しからばいかなる方法によって利己心の絶滅をはかることができるか。

パプーフによれば、その最も有効な方法は国民教育である。プラトンやルソーその他の社会思想家と同じく、彼も亦、社会改造において教育のもつ意義を深く認識していた。「野心と貪慾を克服し、新たなる習俗を鼓吹し、そして人間本来の善性を発揚させる諸手段の中、その効果は、たとえ緩くとも、国家を改革せんとする人が、その用法を誤らなければ、最も有効なものが一つある。それは教育である。教育は改革者の手に渡れば、祖国愛、自由平等の原理を聖化することによって国民の様相を完全に変えることになる。一度び、大なる社会機構が建設された上は、これを改善し、強化し、そしてこれを不朽にすることは教育の使命である。」⁽²⁾

教育の最も重要な目的は、彼によれば人間精神の根本的改変である。これによって普遍的友愛の感情を心に刻銘し、善を行う慣習と愛すべき祖国の幸福に寄与するという欲びによって、献身的に共和国に奉仕するところの壮健な市民を作り、家族や血縁に対する一切の愛情をこの祖国愛に従属させ、この祖国愛を強化することによってすべてのフランス人の鞏固なる結合を造り出すことである。⁽³⁾

教育は人間改造の最も有効なる手段の一つであるが、これだけでは、なお充分に所期の目的を達成することはできない。パプーフは国民教育の方法に次いで、余暇の善用の方法に着目した。

共産社会では社会の維持に必要な労働は、老幼廢疾を除いて、すべての壮健なる人間に平等に配分されるので、各人の労働負担はいちじるしく軽減され、その結果、日常生活上に大なる時間の余裕ができるはずである。この余暇を決して怠惰や無為に過してはならない。市民の幸福、従って社会の自由、繁栄、存続はこの余暇を善用するか否かに懸っているが、⁽⁴⁾そして、この余暇を、すべての人々は、身体の鍛錬、知識の涵養、神の礼拝、偉人の崇拜、軍事訓練、競技等の仕事に当てなければならない。⁽⁵⁾

そして、この方法に効果を挙げるには、国家は法律によって、これを国民に強制することなく、市民をして自発的に、その好むところに従って、その仕事を選択させることが必要である。これによって、やがて、人心は一変して、人々は社会の自由と幸福と存続とを希う以外に利己的な欲望を抱くことがなくなるであろう。

一度び、国民が、この点までに進んでくると、その習俗は善良となり、最も困難な義務も喜んで履行されるようになり、自発的に国法に従うようになり、自然的独立に課せられる制限は、むしろ恩恵と思われるに至り、合理的提議に反対するものは無くなって、やがて利益と意志と行動の統一が生まれてくるであろう。⁽⁶⁾祖国愛はやがて人民の支配的感情となって家族愛を凌駕することとなり、貧窮は姿を消し、それと共に、社会を戦場となし、真の地獄に化した一切の偽善と虚偽とは除去される。⁽⁷⁾一切の罪惡と将来の運命に対する不安はやがて無くなる。すべての人間は喜んで祖国のためにその共通の貢物であるところの労働を支払うことになる。すべての人が最少労働を以て最も快適なる生活を営むことになる。⁽⁸⁾フランスは内では幸福な国民となり、外では敬愛の的となり、リュクルゴスのボリスよりも遙かに偉大な国家となる。一人の幸福がもはや決して他人の隷属によって購われることがないからである。フランスは普遍的幸福の国、真の、完全なる文明の国となる。⁽⁹⁾それは地上における

真の樂園となるであらう。

- 注(1) Buonarroti; op. cit., I. p. 277.
 (2) Buonarroti; op. cit., I. pp. 273-279.
 (3) Buonarroti; op. cit., I. pp. 289-290, 219.
 (4) Buonarroti; op. cit., I. p. 227.
 (5) Buonarroti; op. cit., I. p. 228.
 (6) Buonarroti; op. cit., I. p. 229.
 (7) Buonarroti; op. cit., I. p. 300 Note.
 (8) Réponse de Babeuf au citoyen M. V. Buonarroti; op. cit., T. II. p. 220.
 (9) Buonarroti; op. cit., I. p. 300 Note—nous entreverrons alors la possibilité d'atteindre, par l'établissement de la communauté, un bonheur durable et une civilisation réelle et parfaite.

結 語

バブーフの体系の特徴と独創とみられるものは、まず第一に、彼が社会主義を初めて実践の問題と考え、みずからその実現に着手したことであって、このことは社会思想史上真に未曾有のことに属する。プラトンからモアアを経て当時に至る社会主義者は殆どいずれも社会主義を単に理念的な要求として描くのみで、なおいまだ、これを実践の対象として具体的に取り扱ったものはなかった。バブーフによって初めて社会主義は足を地に触れた。彼によって社会主義は初めて実現しうべきもの、実現せざるべからざるものとなった。

そして彼に社会主義実現の可能性を示唆したものは、思想的には、彼自身の告白するところによれば、モレリ

ーとマブリーであり⁽¹⁾、実証的には、伝承に古代において社会主義生活を営んだというアジャのイベリア人とリュクルゴス治下のスパルタの歴史⁽²⁾とみずから体験したフランス大革命の経験であるが、殊に後者の影響は最も決定的であった。これまでは全く不可能としか考えられなかった破天荒の新事実や驚天動地の大異変が日夜眼前において、あたかも日常茶飯事の如く、相次いで反覆展開されて行ったこの大動乱が、彼にこれまで全く不可能視された社会主義実現の希望を与えたものと考えられる。社会主義は彼を通じて初めて、書齋から街頭に、観念世界から実践世界に出ることができたのである。

次にバブーフは社会主義の実現を初めて政治問題として考えた。

彼は社会主義の実現のためには何よりも先ず、政権の地位に就くことが絶対的に不可欠であること、即ち社会主義実現の第一歩は既存政権を打倒して、みずから新政権を樹立するという政治的行為が先行しなければならず、この政治的行為がなければ社会主義の実現は遂に不可能に終るべきことを知っていた。彼の後進者たるサン・シモン、フーリエ、オーエン等の所謂空想的社会主義者達は、無論社会主義の実現を強く要望したにもかかわらず、その実現をば、もっぱら社会の一部の開明なる有産有識者達の善意の道徳的反省と金銭的義捐に求めて、政治的行為に出ることを少しも潔しとしなかった。社会主義革命の第一歩は政権の奪取であり、この政権の運営をまっぴり初めて社会主義の実現は可能となるという彼の思想はやがてマルクスにおいて「すべての階級闘争は必ず政治的闘争である」という思想に発展する。いわゆる政治的社会主義はバブーフをもって嚆矢とする。

第三の特徴と見るべきものは暴力革命の主張である。新旧政権の交替は暴力以外の方法では不可能であるとい

うバブーフの見解は十九世紀三十年代よりオートギュスト・ブランキによって継承されて、いわゆるブランキズムとして展開されるに至った。ブランキにはまだバブーフがもたなかったブルジョワジーとプロレタリアの対立という新観念が見える。しかし、これは客観的な社会情勢の発展が然らしめたものであって無論バブーフやブランキらの功罪に帰すべきものではない。暴力革命の主張はブランキを通じてマルクス殊に青年時代のマルクスを捉え、更にマルクスを通じてレーニンに流入して今日の共産主義の礎石となるのである。

この暴力によって奪取された政権は共産社会の完成の日まで過渡的に独裁の形式の下に運営されなければならないという革命的独裁の観念は、少なくとも社会思想史の上ではバブーフの独特の着想と見るべきものであって、マルクスのプロレタリア独裁思想に先立つこと凡そ五十余年のことである。

バブーフの革命的独裁の観念も亦同じくブランキによって継承され、発展された。ただ異なるところは、バブーフにおいては、独裁がパリ革命家の独裁であるのに対して、ブランキのそれはパリのプロレタリア及び一部の落魄ブルジョワジーの独裁であることである。とまれ、この過渡的独裁の観念はブランキを通じて、マルクスのプロレタリア独裁の思想に転化され、更にレーニンの共産主義の核心となるに至ったのである。革命的独裁の問題に対しマルクス自身闡説するところすこぶる簡単であったのに反して、彼に先立つこと約半世紀、すでに社会主義における独裁の意義の重要なことに着目して、その論ずることの、かく詳細周到であることは、まことに彼の先見として推服する外はない。社会主義的独裁の問題をあたかもマルクス独特の着想の如く考えることが甚だしい速断であることが容易に理解されよう。

しかしバブーフにはマルクシズムに見らるるような進化的—歴史的社會観が全く欠けていた。彼は共産革命を人民大衆の極貧極苦の結果と見る貧窮革命論の立場に立ってはいたが、しかし、この人民大衆の極貧極苦そのものが、社会の経済的發展の必然的現象に外ならないという社会進化的認識をもっていなかった。だから、彼の共産社会は社会の自然法則的發展の結果として必然的に到来すべきものではなく、永久不易の自然法の要請として観念されている。そこで彼は共産社会の実現には、その実現に必要な客観的条件の不可欠なることに思いを致さず、ただ、ひたすら、眼前に目撃する人民大衆の無惨なる窮状に義憤するの余り、彼等に代って、彼らの解放のために革命を強調すると共に、この革命を人民自身の歴史的使命とは考えず、無自覚な彼ら人民の先頭に立つて、これを指揮するところの、少数の自覚的な職業的革命家の使命であると解していた。ここにバブーフ思想の根本的性格があると同時に、彼の思想が近代において、事実上プロレタリアの要求を表明した最初のものであると高く評価されながら、しかもマルクシズムとは峻別されて、空想的—非科学的社會主義の烙印を附せられるゆえんである。このようなバブーフの思想が一八三〇年代以来ブランキによって祖述敷衍されて、一般にブランキズムとして知られているところの一種の暴力革命論となったのである。

「共産党宣言」上梓当時のマルクスが深くバブーフ主義の影響をうけていたという事實は、しばしば指摘されているが、このことは、少しく当時の事情を考察すれば決して偶然のことではない。当時「バブーフ教義要綱」はドイツにおいても出版されており、またブオナロッチの「陰謀史」(Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf)は既に数版を重ね、その翻訳本も行われていたのである。これらの文書が、かねてフランス史殊に当時フランス革命史の研究に没頭していたマルクスの目に止まらなはずはない。またマルクスやエンゲルスはパリ

やブラッセルに滞在中、ブオナロッチの感化をうけた種々な革命家とも交遊していた。更に前記の「陰謀史」は一八三六年にパリに建設された「正義者同盟」(Bund der Gerechten)において、ドイツの社会主義者や労働者に対して、フランス社会主義の根本原理を手ほどきした通俗書として行われていた。この書が当時、革命的情熱に燃えていた若いマルクスの嗜好に投じたことは想像するに決して難くはない。これらの事実を綜合すればバブーフの思想がマルクスに深い感化を与えたことは明白であって、少しも異とするに足りない。果せる哉、マルクスは「共産党宣言」の中で、バブーフの著作をば「近代の大革命においてプロレタリアの要求を表明した文書」であると暗に称讃的口吻を洩らして、これをいわゆる空想的社会主義文書に対する批評の範圍から除外しているではないか。その当否は暫く措くとして、「共産党宣言」の名称も亦、バブーフ主義の綱領としてバブーフの同志マンシヤルが起草した「平等党宣言」(Manifeste des Égaux)に倣ったものであるといわれている⁽³⁾。

しかし「共産党宣言」の中に「万国のプロレタリアよ、団結せよ」とあるように、マルクスの念頭にあったものは単にドイツだけでなく、全世界のプロレタリアであり、その解放と社会主義の実現が一国境を越えた国際的規模において初めて可能であると、社会主義の国際的性格を強調したのに反して、バブーフの眼中にあったものは、常にただフランスのことだけであって、被抑圧階級の国際的提携のことにはなお思い到らなかったのである。「平等党陰謀」は内応のために未然に挫折し、平等党はバブーフその他の指導者を失ったが、その残存分子による革命的活動はなお依然として活潑に続けられ、共和暦五年には再び政治舞台に現われ、世人を瞠目させたが、同七年の策動を最後として遂にナポレオンの武力の前に潰滅してしまった。平等党は死滅したが、しかしバブーフ主義は死滅しなかった。

一八三六年にシャルル・ノディエ(Charles Nodier)はこう書いている。「バブーフ逝いて、ここに四十年、しかも彼の党は生きている。それはバブーフの狂気じみた企ての中にも、決して死滅することのない真理の数々が存在していたからである⁽⁴⁾」。バブーフ主義は一八三〇年、バブーフの親友であり、「平等党陰謀」の指導者の一人であったブオナロッチのパリ再来と共に再燃した。七月革命の勃発を聞いてパリに再来したブオナロッチはこの地で自著 (Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf. Bruxelles, 1828) を教材として、革命家の育成に努めたが、この中から後年フランス社会主義、労働運動の指導者となった人物が多数輩出している。Voyer d'Argenson, Teste, Trélat, Haureau, Raspail, Louis Blanc, Genevoix やブランキなどはこれである。フランス社会党の結成と育成とはまずバブーフ主義に負うものである。

フリーエやブルードンの如く、バブーフ主義に比較的疎遠であった人々も亦バブーフやブオナロッチの影響を免がれることはできなかった。「イカリヤ旅行記」(Voyage en Icarie)の著者カベール(Etienne Cabet)「フリーエ主義の解説者 Victor Considérantも同様であった。カベールは一八三〇年以來、ブオナロッチの「陰謀史」を読み、当時はバブーフの共産主義思想を採り入れた。またコンシデランはバブーフの思想をもって、un socialisme embryonnaire, une sorte de création antédiluvienne de l'idée socialiste du dix-huitième siècle と評して、バブーフの権威的、陰謀的性格を責めはしたが、彼を称讃して、その伝記を書くことを計画し、彼を「被抑圧者の愛」と「抑圧の憎悪」との二つの激情に生き抜いた人間であると評している⁽⁵⁾。

七月王政治下の最も活動的な共産主義者ラボヌレー、ラオチエール、デザン(Lapouneray, La haute ère, Desamy)らはいずれもみずからバブーフ主義者をもって任じていた。そして一八七一年のパリ・コミューンにもバブーフ

の伝統は強く流れ込んでいた。一八七七年十一月、フランスにおける最初のマルクス主義雑誌 *Legalité* が公刊されるや、当初、同志の評壇は、「平等党陰謀」の研究を連続掲載するという有様であった。事実、フランスにおけるマルクス主義の宣伝者、労働党の建設者達は、いずれも平等党の楯の下に活動した。一八九六年六月、代議院において、アルベール・ド・マン (Albert de Mun) が社会党の議席に向って、「諸君の血統はバブーフの陰謀であり、平等党共和国である」と叫んだのも理由のないことではない。フランス最初のマルクシストであるゲード (Jules Guesde) とその「下のドヴィル (Gabriel Deville) は一九〇三年の社会党第四大会において再び「偉大なるバブーフ」の名を呼んだ。⁽⁶⁾

バブーフ主義がフランス以外の諸国の社会運動に与えた影響もいちじるしいものがある。

ベルギーの社会主義もその形成を多くバブーフ主義に負うている。「平等党陰謀」後、ブオナロッチはパリからジュネーヴを経て一八一五年ベルギーに移り、三〇年までこの地に滞在し、音楽とイタリヤ文学を教えて、生活し、事変の到来を待望しつつ、諸種の民主的運動に参加しながら、しかも官憲の目をひかないように努め、休息の時を、バブーフの原理と計画に関する公平なる歴史を書くことに充てたといわれる。⁽⁷⁾ かくて一八二八年に出版されたのが平等党陰謀の正史として、更にまたバブーフ思想の正典として知られている “*Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf. Bruxelles, 1828*” である。そして本書はベルギー人に非常に歓迎されたといわれている。ブオナロッチはベルギーにおける共産主義思想の最初の先駆者となったのである。そして当時ベルギーで最も有名であった論客 Felix Delhass Potter はいずれもブオナロッチの指導をうけたのである。⁽⁸⁾ スイスやイギリスの社会主義がバブーフに負うところも亦同様に大きい。ドイツ人ワイトリンク (Wilhelm

Wetting 1808-1871) はスイスの社会主義運動を初めて組織的に指導した人物であるが、彼はつとにパリ滞在中、バブーフ思想に触れており、彼がスイスでよくその共産主義思想の普及に成功したのは、これよりさき、すでにブオナロッチがその基盤を準備していたからである。⁽⁹⁾

バブーフ思想をイギリスに媒介したのも亦ブオナロッチであった。彼はロバート・オーエンと相識していた。チャーチスト運動の指導者の一人オーブライエン (James Bronterre O'Brien 1805-1864) はその思想をもらばらバブーフに仰いで、みずからその門下をもって任じ、ブオナロッチの「陰謀史」を英訳している。

レーニンみずから語るところによれば、ボルシェヴィズム (共産主義) はマルクシズムの世子である。しかし、プロレタリア解放の経済的条件の成熟をまたず、政権の暴力的略取をもって共産革命の第一要義となし、暴力革命の必要を呼号する点は、みずから称するマルクシズムよりも、むしろバブーフ主義に近い。「平等党陰謀」の教義、組織、及び戦術とソ連邦共産党のそれとの間には確かに一連の脈絡が感知される。レーニンはみずから un jacobin s'appuyant sur la classe ouvrière と、ジャン・ジャク・サドル (Jacques Sadoul) は「平等党宣言」の中にボルシェヴィズムの萌芽を認める。「平等党陰謀」は近代のプロレタリア革命運動の起源をなすものと言えよう。⁽¹⁰⁾

バブーフを通じて社会主義は初めて現実⁽¹¹⁾に足を触れた。暴力による政権奪取をもって共産革命の第一要義とする彼の思想は社会主義史上、真に未曾有のものであって、彼の名を不朽ならしむるものである。

注(11) Advfelle; op. cit., II, p. 102.

- (2) Thibout; op. cit., pp. 136-137.
- (3) Espinas; op. cit., pp. 319-320.
- (4) Dommanget; Babeuf et la conjuration des Égaux. Paris, 1922. (Histoire des doctrines socialistes, les idées et les faits) p. 96.
- (5) Dommanget; op. cit., p. 98.
- (6) Dommanget; op. cit., pp. 98-99.
- (7) Robiquet; Buonarroti et la secte des Égaux. Paris, 1910, p. 160, 161.
- (8) Robiquet; op. cit., p. 160.
- (9) Buonarroti は一八〇六年よりからシエネーヴに移りこの地で数学と音楽とを教えて生活し、この地からイタリアのカルボナリ党とフランスのカルボナリ党との連絡の掌に当たった。そして一八一五年頃までこの地に滞在した。
- (10) Dommanget; op. cit., p. 99.

わが国における労使協議制の問題

藤 林 敬 三

は し が き

- 一 戦前わが国における労使協議制の発展
 - 二 戦後の労使協議制 経営協議会と経営参加
 - 三 わが国における労使協議制の性格とその問題
- 【あとがき】

は し が き

一昨年二月一四日に発足した「日本生産性本部」がわが国における生産性向上運動の中核となって既に二カ年半、この間に諸種の努力が払われてきていることは周知のとおりであるが、最近に至って漸く生産性向上のための労使協力体制の確立を企図する労使協議制の確立の方針を決定した。即ち、生産性本部は昨年十一月に「生産性協議会に関する特別委員会」(委員長中山伊知郎氏)を設置したのであったが、この特別委員会の報告書「生産性

わが国における労使協議制の問題